

参考条文

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

第三百十四条の七

- 4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

平成三十一年総務省告示第百七十九号（抄）

第二条

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。

(1) 当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定

(2) 当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

第五条

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

※ 過去の指定取消事例

- ・ 高知県奈半利町 （令和2年7月23日 指定取消施行）
- ・ 宮崎県都農町 （令和4年1月18日 指定取消施行）
- ・ 兵庫県洲本市 （令和4年5月1日 指定取消施行）